

社会福祉法人萌寿会職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萌寿会就業規則（以下「就業規則」という。）第49条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支払)

第2条 この規程に基づく給与は、職員に支給明細を交付して、現金又は職員の指定した金融機関の口座（本人名義に限る。）振替により支払うものとする。ただし、法令により定めのあるもの及び職員の過半数を代表する者との間で締結された給与控除協定したものは、これを控除して支払う。

- 2 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。
- 3 給与の支給は、別に定める場合を除き、毎月21日とする。ただし、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当にあっては、前項に規定する給与期間の分を翌月の21日に支給する。
- 4 前項の支給期日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。
- 5 新たに職員になった者には、その日から給料を支給し、昇給及び降給等により給料に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 6 職員が退職又は死亡したときは、その月の末日まで給料を支給する
- 7 第5項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の種類)

第3条 この規程において給与とは、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、夜勤手当、深夜勤務手当、処遇改善手当、年末年始手当、特殊手当、看護待機手当、管理職手当、期末手当及び燃料手当とする。

(給料表)

第4条 職員に適用する給料表は、別表1に掲げるとおりとし、各給料表の適用区分は、それぞれ別表2の級別職務分類表の定めるところによる。

- 2 旧給料表時に55歳となり昇給停止となった職員は、別表5の旧給料表のとおりとする。

(初任給)

第5条 新たに職員となった者の初任給は、別表3の初任給基準表に基づき決定する。

(中途採用)

第5条の2 新たに職員となった者の初任給は、別表4の経験年数換算表により算出した期間を経験年数とし、別表1の職種別給料表により決定する。

2 経験年数が判別し難い時は、年齢、技能、保有する資格、他の職員との均衡等を考慮し、施設長の上申により理事長が決定する。

(給与改定)

第5条の3 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、55歳以上の者は、原則昇給停止とする。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合及び法人業務に必要な資格を取得した場合において、前項の規定にかかわらず、同項の期間を短縮し、若しくは現に受けている号俸より1号俸以上、上位の号俸に昇給させることができる。

3 職員の給料月額が、その属する職務の級における最高額である場合は、昇給しない。

4 就業規則第67条各号の理由により制裁を受けた職員については昇給を延伸する。

5 第1項から第4項までに規定する昇給は、予算の範囲で行わなければならない。

(昇格)

第5条の4 勤務成績が特に良好であると認められる職員については、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の級に決定することができるものとする。

2 職員が業務に必要な資格を取得した場合は、次年度の昇給時に3号俸を上乗する。

3 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた給料額と同じ額の号給とし、同じ額がない場合は、直近上位の額の号給とする。

4 昇格判断が難い時は、施設長の上申により理事長が決定する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者（以下「扶養親族」という。）のある職員に対して支給する。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 65歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

2 扶養手当の月額、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に掲げる者 16,000円

(2) 前項第2号から第5号までの者は2人までについては、それぞれ6,000円、ただし、職

員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については、11,000円

(3) その他の扶養親族については1人につき 2,000円

(4) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間にある子1人につき、5,000円を加算する。

3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届（第1号様式）により理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族として要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

(3) 扶養親族たる要件に変更を生じるに至った者がある場合

4 扶養手当の支給の始期又は終期若しくは改定は次の各号によるものとする。

(1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

(2) 扶養手当を受けている職員に前項第2号の事実が生じた場合及び退職又は死亡した場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

(3) 扶養手当を受けている職員に前項第3号の事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって改定する。

5 前項（職員が退職又は死亡した場合を除く。）の規定による届出が、事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（扶養親族の認定）

第7条 前条に規定する届出があったときは、理事長は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて認定し、扶養手当の月額を決定するものとする。

2 職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 月額108,000円又は年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

（住居手当）

第8条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員

(2) 自己の所有に属する住宅に居住している職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 5,000円

3 新たに前項の要件を具備するに至った職員は、住居届（第2号様式）に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている一般職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

4 住居手当の支給の始期又は終期若しくは改定は第6条第5項を、認定は第7条第1項の規定を準用する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、萌寿会施設の立地条件に鑑み、住居から勤務先までの最短の経路の長さ（以下「通勤距離」という。）に応じて支給する。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤距離が片道2キロメートル未満である職員 1,000円

(2) 通勤距離が片道2キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,000円

(3) 通勤距離が片道7キロメートル以上10キロメートル未満である職員 8,000円

(4) 通勤距離が片道10キロメートル以上である職員 12,000円

3 新たに職員となった者で第1項の要件を具備する者及び新たに第1項の要件を具備するに至った職員は、通勤届（第3号様式）によりその通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤届の内容に変更を生じた場合も同様とする。

4 通勤手当の支給の始期又は終期若しくは改定は第6条第4項を、認定は第7条第1項の規定を準用する。

5 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合は、通勤手当は支給しない。

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第 11 条 正規の勤務時間（就業規則第 28 条で規定する所定の勤務時間。以下同じ）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務 1 時間につき第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125（その勤務時間が午後 10 時から午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 時間外勤務手当は、その月の合計時間数によって計算するものとし、1 時間未満の端数を生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは、1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

3 時間外勤務の命令は、時間外勤務・休日勤務命令簿により行う。

（休日勤務手当）

第 12 条 就業規則第 33 条又は第 34 条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 勤務した時間の端数及び勤務命令については前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（夜間勤務手当）

第 13 条 正規の勤務時間として午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

2 次の各号に掲げる夜間勤務に従事した職員に夜間勤務手当を支給する。

- | | | |
|-----------------------|-----|---------|
| (1) 特別養護老人ホーム萌寿園 | 1 回 | 5,000 円 |
| (2) グループホーム萌寿園 | 1 回 | 3,000 円 |
| (3) 地域密着型特別養護老人ホーム萌寿園 | 1 回 | 3,000 円 |

3 第 1 項の勤務した時間の端数については第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（管理職手当）

第 14 条 管理又は監督の地位にある職員に対して各号に掲げる管理職手当を支給する。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 施設長、副施設長、事務局長 | 月額 30,000 円 |
| (2) 課長、管理者、室長 | 月額 25,000 円 |
| (3) 課長補佐、次長、管理者、副管理者 | 月額 20,000 円 |

2 前項各号の職を 2 以上兼ねているときは、その主たる職について管理職手当を支給する。

（特定の職員についての除外）

第 15 条 第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、緊急と認められる場合を除き、前条第 1 項の地位にある職員には適用しない。

（勤務 1 時間当たりの給与額）

第16条 勤務時間1時間当たりの給与額は、本俸の月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務日数に1日の勤務時間（7時間50分）を乗じ、12で除して得た額とする。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の末日までに支給する。ただし、施設の業績の著しい低下その他止むを得ない事由がある場合には、支給額の減額若しくは支給時期の延期、また支給しない場合がある。

2 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員については基準日現在において職員の受けるべき給料月額に、100分の80を乗じて得た額を支給する。

3 期末手当の額は、基準日現在において職員の受けるべき給料月額に、6月及び12月の支給する場合においてはそれぞれ100分の150を乗じて得た額に、その在職期間に応じ下記に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）6箇月 100分の100

（2）5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3）4箇月以上5箇月未満 100分の60

（4）2箇月以上4箇月未満 100分の30

（5）1箇月以上2箇月未満 100分の10

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

（1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第67条の規定により懲戒免職の処分を受けた職員

（2）基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者及び次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第17条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をされ、その判決が確定していない場合

（2）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末

手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

(燃料手当)

第18条 燃料手当は、毎年10月1日（以下この条において「基準日」という。）において、在職する職員に対して基準日の属する月の末日までに支給する。

- 2 燃料手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 世帯主（主としてその収入によって世帯の生計を支えている者をいう。次号において同じ。）である職員であって第6条第2項に規定する扶養親族を有する者 100,000 円
- (2) 世帯主である職員であって、扶養親族を有しないが、居住のため1戸を構えている者又は下宿、寮等の1室を専用している者 55,000 円
- (3) 前2号に掲げる一般職員以外の者 36,000 円

- 3 次の各号のいずれかに該当する職員の燃料手当については、前2項の規定にかかわらず支給しない。

- (1) 就業規則第10条の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- (2) 就業規則第44条の規定により育児休業をしている職員
- (3) 就業規則第67条の規定により停職にされている職員
- (4) 前各号に準ずるものとして理事長が別に定める職員

- 4 職員が基準日以降において採用又は退職若しくは世帯等の区分変更をした職員に係る燃料手当の支給又は返納は、別に定める場合を除き、次の表に掲げたとおりとする。

時期の区分	支給率又は返納率
基準日の翌日から10月末日まで	100分の100

11 月 1 日から 11 月末日まで	100 分の 80
12 月 1 日から 12 月末日まで	100 分の 60
1 月 1 日から 1 月末日まで	100 分の 40
2 月 1 日から 2 月末日まで	100 分の 20

(休職者の給与)

第 19 条 職員が心身の故障（慢性疾患を含む）により、その意に反し休職されたときは、就業規則第 11 条に定める休職期間中は、給料の 100 分の 50 を支給する。

2 職員が就業規則第 10 条第 2 号に該当し休業となったときは、給料の 100 分の 30 の範囲内で支給する。

(臨時職員等の給与)

第 20 条 臨時的に採用した職員及び非常勤職員には、給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を決定する。

第 21 条 この規程に定める外、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日（昭和 59 年 3 月 30 日）から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（昭和 60 年 3 月 13 日）から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（昭和 61 年 3 月 11 日）から施行し、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（昭和 61 年 12 月 19 日）から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（昭和 62 年 3 月 10 日）から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（昭和 63 年 3 月 18 日）から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成元年 3 月 23 日）から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成 2 年 2 月 26 日）から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成 3 年 2 月 25 日）から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成 4 年 3 月 18 日）から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成 5 年 3 月 18 日）から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成 6 年 2 月 23 日）から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成 6 年 5 月 19 日）から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成 7 年 3 月 10 日）から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成 7 年 5 月 16 日）から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （その 1）

- 1 この改正規程は、議決の日（平成 8 年 2 月 22 日）から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 職員が改正前の規定に基づいて平成 7 年 4 月 1 日以後において支給を受けた給与は改正後の規定による給与の内払いとみなす。（別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 の改正）

附 則 （その 2）

この改正規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条、第 3 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 23 条、第 25 条、第 29 条及び別表第 1 の 1 から別表第 4 の改正）

附 則

- 1 この改正規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 から別表題の 3 までを平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の規定を適用する場合において、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、議決の日（平成 9 年 8 月 19 日）から施行する。

（基準額に関する経過措置）

- 2 対象となる職員は、平成 9 年 2 月 28 日（以下「指定日」という。）以前から引き続き在勤する職員であって、改正後の規程第 27 条第 2 項第 1 号の規定によるものとした場合の基準額

が、みなし基準額（改正前の規程第 27 条の規定による平成 8 年度の基準日における当該職員の給料及び扶養手当の月額に 100 分の 30 を乗じて得た額と指定日におけるその者の世帯等の区分に応じて改正前の規程第 27 条第 2 項に定める世帯等の区分に応じて支給される額のうち、同項の表に定める地域額を除いた額と合算した額をいう。）に達しないこととなる者のうち、その達しない額が次項の表に掲げる期間の区分に応じた額を超える者とする。

- 3 前項の規定に該当する者の基準額は、みなし基準額から次に掲げる期間の区分に応じた額を減じた額とする。

平成 9 年度の基準日 ～ 平成 10 年 2 月末日まで 1 万円

平成 10 年度の基準日 ～ 平成 11 年 2 月末日まで 2 万円

平成 11 年度の基準日 ～ 平成 12 年 2 月末日まで 3 万円

平成 12 年度の基準日 ～ 平成 13 年 2 月末日まで 5 万円

- 4 指定日の翌日から平成 13 年 2 月 28 日までの間において、世帯等の区分の変更があった場合のみみなし基準額については、次のとおりとする。

(1) 基準額の低い世帯等の区分への変更があった場合 第 2 項に規定するみなし基準額の前段の規定により算出した額と変更後の世帯等の区分に応じて同項に規定する額を合算した額

(2) 前号に該当する場合以外の場合 第 2 項に規定する合算した額

附 則

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条、第 25 条、別表第 1 の 1、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の規定を適用する場合において、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の 1、別表 1 の 2 及び別表 1 の 3 は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の規定を適用する場合において、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、議決の日（平成 11 年 10 月 19 日）から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正後の規定を適用する場合において、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の第25条の3は平成12年12月2日より施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月28日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2 切替日の前日において社会福祉法人萌寿会給与規程（以下「規程」という。）別表第1の1、2及び3の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸の給料額の直近上位の額の新号俸とする。
(特殊業務手当の廃止に関する特例措置)

3 改正前の規定により特殊業務手当の支給を受けていた職員のうち、給料表の切替施行後と施行前の給料月額之差が理事長の認める額に満たないで者で、理事長が認める場合は、別に定める額の範囲内で、なお従前の例により支給することができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年７月１日から施行する。ただし、別表１並びに別表２については、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- １ この規程は、令和４年３月１日から施行する。
- ２ 管理又は監督の地位にある職員について、副施設長、管理者、副管理者、次長を追加するとともに、役職名をあらためる。

別表 1 新給料表

給料表(一)

	一般職	指導監督 職	管理職		
ピッチ	1,200 円	1,500 円	1,800 円	2,000 円	2,100 円
号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	137,200	150,700	173,500	173,700	185,800
2	138,400	152,200	175,300	175,700	187,900
3	139,600	153,700	177,100	177,700	190,000
4	140,800	155,200	178,900	179,700	192,100
5	142,000	156,700	180,700	181,700	194,200
6	143,200	158,200	182,500	183,700	196,300
7	144,400	159,700	184,300	185,700	198,400
8	145,600	161,200	186,100	187,700	200,500
9	146,800	162,700	187,900	189,700	202,600
10	148,000	164,200	189,700	191,700	204,700
11	149,200	165,700	191,500	193,700	206,800
12	150,400	167,200	193,300	195,700	208,900
13	151,600	168,700	195,100	197,700	211,000
14	152,800	170,200	196,900	199,700	213,100
15	154,000	171,700	198,700	201,700	215,200
16	155,200	173,200	200,500	203,700	217,300
17	156,400	174,700	202,300	205,700	219,400
18	157,600	176,200	204,100	207,700	221,500
19	158,800	177,700	205,900	209,700	223,600
20	160,000	179,200	207,700	211,700	225,700
21	161,200	180,700	209,500	213,700	227,800
22	162,400	182,200	211,300	215,700	229,900
23	163,600	183,700	213,100	217,700	232,000
24	164,800	185,200	214,900	219,700	234,100
25	166,000	186,700	216,700	221,700	236,200
26	167,200	188,200	218,500	223,700	238,300
27	168,400	189,700	220,300	225,700	240,400

給料表(二)

	一般職	管理職
ピッチ	1,200 円	2,000 円
号俸	1 級	2 級
1	157,600	169,200
2	158,800	171,200
3	160,000	173,200
4	161,200	175,200
5	162,400	177,200
6	163,600	179,200
7	164,800	181,200
8	166,000	183,200
9	167,200	185,200
10	168,400	187,200
11	169,600	189,200
12	170,800	191,200
13	172,000	193,200
14	173,200	195,200
15	174,400	197,200
16	175,600	199,200
17	176,800	201,200
18	178,000	203,200
19	179,200	205,200
20	180,400	207,200
21	181,600	209,200
22	182,800	211,200
23	184,000	213,200
24	185,200	215,200
25	186,400	217,200
26	187,600	219,200
27	188,800	221,200

28	169, 600	191, 200	222, 100	227, 700	242, 500
29	170, 800	192, 700	223, 900	229, 700	244, 600
30	172, 000	194, 200	225, 700	231, 700	246, 700
31	173, 200	195, 700	227, 500	233, 700	248, 800
32	174, 400	197, 200	229, 300	235, 700	250, 900
33	175, 600	198, 700	231, 100	237, 700	253, 000
34	176, 800	200, 200	232, 900	239, 700	255, 100
35	178, 000	201, 700	234, 700	241, 700	257, 200
36	179, 200	203, 200	236, 500	243, 700	259, 300
37	180, 400	204, 700	238, 300	245, 700	261, 400
38	181, 600	206, 200	240, 100	247, 700	263, 500
39	182, 800	207, 700	241, 900	249, 700	265, 600
40	184, 000	209, 200	243, 700	251, 700	267, 700
41	185, 200	210, 700	245, 500	253, 700	269, 800
42	186, 400	212, 200	247, 300	255, 700	271, 900
43	187, 600	213, 700	249, 100	257, 700	274, 000
44	188, 800	215, 200	250, 900	259, 700	276, 100
45	190, 000	216, 700	252, 700	261, 700	278, 200
46	191, 200	218, 200	254, 500	263, 700	280, 300
47	192, 400	219, 700	256, 300	265, 700	282, 400
48	193, 600	221, 200	258, 100	267, 700	284, 500
49	194, 800	222, 700	259, 900	269, 700	286, 600
50	196, 000	224, 200	261, 700	271, 700	288, 700
51	197, 200	225, 700	263, 500	273, 700	290, 800
52	198, 400	227, 200	265, 300	275, 700	292, 900
53	199, 600	228, 700	267, 100	277, 700	295, 000
54	200, 800	230, 200	268, 900	279, 700	297, 100
55	202, 000	231, 700	270, 700	281, 700	299, 200
56	203, 200	233, 200	272, 500	283, 700	301, 300
57	204, 400	234, 700	274, 300	285, 700	303, 400
58	205, 600	236, 200	276, 100	287, 700	305, 500
59	206, 800	237, 700	277, 900	289, 700	307, 600
60	208, 000	239, 200	279, 700	291, 700	309, 700
61	209, 200	240, 700	281, 500	293, 700	311, 800
62	210, 400	242, 200	283, 300	295, 700	313, 900

28	190, 000	223, 200
29	191, 200	225, 200
30	192, 400	227, 200
31	193, 600	229, 200
32	194, 800	231, 200
33	196, 000	233, 200
34	197, 200	235, 200
35	198, 400	237, 200
36	199, 600	239, 200
37	200, 800	241, 200
38	202, 000	243, 200
39	203, 200	245, 200
40	204, 400	247, 200
41	205, 600	249, 200
42	206, 800	251, 200
43	208, 000	253, 200
44	209, 200	255, 200
45	210, 400	257, 200
46	211, 600	259, 200
47	212, 800	261, 200
48	214, 000	263, 200
49	215, 200	265, 200
50	216, 400	267, 200
51	217, 600	269, 200
52	218, 800	271, 200
53	220, 000	273, 200
54	221, 200	275, 200
55	222, 400	277, 200
56	223, 600	279, 200
57	224, 800	281, 200
58	226, 000	283, 200
59	227, 200	285, 200
60	228, 400	287, 200
61	229, 600	289, 200
62	230, 800	291, 200

63	211, 600	243, 700	285, 100	297, 700	316, 000
64	212, 800	245, 200	286, 900	299, 700	318, 100
65	214, 000	246, 700	288, 700	301, 700	320, 200
66	215, 200	248, 200	290, 500	303, 700	322, 300
67	216, 400	249, 700	292, 300	305, 700	324, 400
68	217, 600	251, 200	294, 100	307, 700	326, 500
69	218, 800	252, 700	295, 900	309, 700	328, 600
70	220, 000	254, 200	297, 700	311, 700	330, 700
71	221, 200	255, 700	299, 500	313, 700	332, 800
72	222, 400	257, 200	301, 300	315, 700	334, 900
73	223, 600	258, 700	303, 100	317, 700	337, 000
74	224, 800	260, 200	304, 900	319, 700	339, 100
75	226, 000	261, 700	306, 700	321, 700	341, 200
76	227, 200	263, 200	308, 500	323, 700	343, 300
77	228, 400	264, 700	310, 300	325, 700	345, 400
78	229, 600	266, 200	312, 100	327, 700	347, 500
79	230, 800	267, 700	313, 900	329, 700	349, 600
80	232, 000	269, 200	315, 700	331, 700	351, 700

63	232, 000	293, 200
64	233, 200	295, 200
65	234, 400	297, 200
66	235, 600	299, 200
67	236, 800	301, 200
68	238, 000	303, 200
69	239, 200	305, 200
70	240, 400	307, 200
71	241, 600	309, 200
72	242, 800	311, 200
73	244, 000	313, 200
74	245, 200	315, 200
75	246, 400	317, 200
76	247, 600	319, 200
77	248, 800	321, 200
78	250, 000	323, 200
79	251, 200	325, 200
80	252, 400	327, 200
81	253, 600	
82	254, 800	
83	256, 000	
84	257, 200	
85	258, 400	
86	259, 600	
87	260, 800	
88	262, 000	
89	263, 200	
90	264, 400	
91	265, 600	
92	266, 800	
93	268, 000	
94	269, 200	
95	270, 400	
96	271, 600	
97	272, 800	

98	274,000
99	275,200
100	276,400
101	277,600
102	278,800
103	280,000
104	281,200
105	282,400
106	283,600

別表 2 級別職務分類表

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	一般職	指導監督職	管理職		
給料表（一）	介護支援専門員 生活相談員 介護員 事務員 調理員	主任 副主任 リーダー	課長補佐 次長 管理者 副管理者	課長 管理者 室長	施設長 副施設長 事務局長
	管理栄養士 栄養士				
区分	1 級	2 級			
	一般職	管理職			
給料表（二）	准看護師 看護師	課長補佐			

別表 3 初任給基準表

職種		学歴・免許等	初任給	
			特別養護老人ホーム グループホーム	地域密着型特養 デイサービスセンター
給料表 (一)の適用を受ける職員	介護員 ※資格取得者は、下段により号俸を上乗せする	高校卒	1 級 11 号俸	1 級 7 号俸
		専門学校・短大卒	1 級 16 号俸	1 級 12 号俸
		大学卒	1 級 21 号俸	1 級 17 号俸
	調理員	高校卒	1 級 9 号俸	
		専門学校・短大卒	1 級 14 号俸	
		大学卒	1 級 19 号俸	
	生活相談員	高校卒	1 級 10 号俸	
		専門学校・短大卒	1 級 15 号俸	
		大学卒	1 級 20 号俸	
	介護支援専門員	高校卒	1 級 13 号俸	
		専門学校・短大卒	1 級 18 号俸	
		大学卒	1 級 23 号俸	
	栄養士	栄養士	1 級 20 号俸	
		管理栄養士	1 級 23 号俸	
	事務員	高校卒	1 級 7 号俸	
		専門学校・短大卒	1 級 12 号俸	
		大学卒	1 級 17 号俸	
給料表 (二)の適用を受ける職員	看護師	准看護師	1 級 5 号俸	
		看護師	1 級 13 号俸	
※採用時に業務に必要な資格を有する者は初任給基準を調整する		ヘルパー2 級	初任給の号俸に 2 号俸上乗せする。	
		介護福祉士	初任給の号俸に 3 号俸上乗せする。	

別表 4 経験年数換算表

経 歴		換 算 率
社会福祉施設、社会福祉機関及び関係団体又は医療機関の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100／100 以下
	その他の期間	80／100 以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は 100/100 以下)
上記以外の官公署、民間企業団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100／100 以下
	その他の期間	80／100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100／100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100／100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	50／100 以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は 80/100 以下)
	その他の期間	25／100 以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は 100／100 以下)

別表5 旧給料表

給料表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	給料額	給料額	給料額	給料額	給料額
1	121,600		171,400	222,900	261,900
2	122,500		173,200	224,800	264,000
3	123,500		175,000	226,700	266,000
4	124,400		176,800	228,500	268,100
5	125,400		178,600	230,200	270,200
6	126,400		180,400	232,100	272,300
7	127,400		182,200	234,000	274,400
8	128,400		184,000	235,800	276,500
9	129,200		185,800	237,500	278,600
10	130,200		187,600	239,400	280,700
11	131,200		189,400	241,200	282,800
12	132,300		191,200	243,100	284,900
13	133,100	149,800	192,800	244,900	287,000
14	134,100	151,300	194,600	246,800	289,100
15	135,100	152,800	196,400	248,600	291,200
16	136,100	154,400	198,200	250,400	293,300
17	137,200	155,700	200,000	252,200	295,400
18	138,400	157,200	201,800	254,200	297,500
19	139,600	158,700	203,600	256,200	299,600
20	140,800	160,200	205,400	258,200	301,700
21	141,900	161,600	207,000	260,100	303,800
22	143,100	164,300	208,900	262,000	305,900
23	144,300	166,900	210,800	263,900	308,000
24	145,500	169,500	212,700	265,700	310,100
25	146,700	172,200	214,600	267,700	312,100
26	148,200	173,900	216,500	269,600	314,200
27	149,700	175,600	218,400	271,500	316,300
28	151,200	177,300	220,300	273,400	318,400
29	152,600	178,800	222,000	275,300	320,400
30	154,100	180,600	223,900	277,200	322,500
31	155,600	182,400	225,800	279,100	324,600

給料表(二)

級	1 級	2 級	3 級
号俸	給料額	給料額	給料額
1	153,300	180,500	229,300
2	154,700	182,600	231,100
3	156,200	184,700	232,900
4	157,600	186,800	234,700
5	159,000	188,900	236,300
6	160,500	191,300	237,800
7	162,000	193,600	239,300
8	163,500	195,900	240,800
9	164,800	198,300	242,200
10	166,500	199,700	243,600
11	168,100	201,100	245,000
12	169,700	202,500	246,400
13	171,200	203,900	247,700
14	173,200	205,400	249,000
15	175,200	206,900	250,300
16	177,200	208,400	251,600
17	179,400	209,800	252,600
18	181,500	211,300	254,000
19	183,600	212,800	255,300
20	185,700	214,300	256,600
21	187,800	215,700	257,800
22	190,000	217,400	259,200
23	192,200	219,100	260,600
24	194,400	220,800	262,000
25	196,500	222,300	263,500
26	197,800	224,000	265,100
27	199,100	225,700	266,600
28	200,400	227,400	268,200
29	201,600	229,200	269,800
30	202,900	230,700	271,400
31	204,200	232,200	273,000

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俵	給料額	給料額	給料額	給料額	給料額
32	157, 100	184, 200	227, 700	281, 000	326, 700
33	158, 600	185, 800	229, 300	282, 700	328, 400
34	160, 400	187, 300	231, 100	284, 600	330, 400
35	162, 200	188, 800	232, 800	286, 500	332, 500
36	164, 000	190, 300	234, 600	288, 400	334, 600
37	165, 800	191, 600	236, 100	290, 100	336, 500
38	167, 500	192, 900	237, 600	291, 900	338, 500
39	169, 200	194, 200	239, 100	293, 700	340, 500
40	170, 900	195, 500	240, 600	295, 500	342, 500
41	172, 500	196, 900	242, 100	297, 400	344, 400
42	173, 900	198, 200	243, 600	299, 100	346, 300
43	175, 300	199, 500	245, 100	300, 800	348, 200
44	176, 700	200, 800	246, 700	302, 500	350, 100
45	178, 200	202, 000	248, 000	304, 200	352, 000
46	179, 600	203, 300	249, 600	305, 900	353, 600
47	181, 000	204, 600	251, 200	307, 600	355, 200
48	182, 400	205, 900	252, 800	309, 300	356, 800
49	183, 700	207, 100	254, 200	310, 600	358, 500
50	184, 900	208, 200	255, 600	312, 200	359, 700
51	186, 100	209, 300	257, 000	313, 800	360, 900
52	187, 300	210, 400	258, 400	315, 400	362, 000
53	188, 400	211, 600	259, 700	317, 100	363, 000
54	189, 500	212, 600	261, 100	318, 700	364, 100
55	190, 600	213, 600	262, 500	320, 300	365, 100
56	191, 700	214, 600	263, 900	321, 900	366, 200
57	192, 800	215, 400	265, 200	323, 400	367, 100
58	193, 900	216, 400	266, 400	324, 600	367, 800
59	195, 000	217, 300	267, 700	325, 800	368, 500
60	196, 100	218, 300	269, 000	327, 000	369, 200
61	197, 200	219, 200	270, 100	328, 100	369, 800
62	198, 100	220, 200	271, 400	329, 100	370, 500
63	199, 000	221, 200	272, 700	330, 000	371, 200
64	199, 900	222, 200	274, 000	331, 000	371, 900

級	1 級	2 級	3 級
号 俵	給料額	給料額	給料額
32	205, 500	233, 700	274, 600
33	206, 800	235, 200	276, 200
34	208, 100	236, 600	277, 700
35	209, 400	238, 000	279, 200
36	210, 700	239, 400	280, 700
37	212, 100	240, 700	282, 300
38	213, 500	242, 000	283, 800
39	214, 900	243, 300	285, 300
40	216, 300	244, 600	286, 800
41	217, 500	245, 600	288, 400
42	218, 900	246, 900	290, 000
43	220, 300	248, 100	291, 600
44	221, 700	249, 400	293, 200
45	223, 100	250, 600	294, 600
46	224, 600	252, 000	296, 100
47	226, 100	253, 400	297, 600
48	227, 600	254, 800	299, 100
49	228, 900	256, 200	300, 500
50	230, 300	257, 700	301, 900
51	231, 700	259, 100	303, 300
52	233, 100	260, 500	304, 700
53	234, 400	262, 000	306, 200
54	235, 700	263, 600	307, 600
55	237, 000	265, 200	309, 000
56	238, 300	266, 700	310, 400
57	239, 500	268, 300	311, 600
58	240, 800	269, 900	312, 900
59	242, 000	271, 500	314, 200
60	243, 300	273, 100	315, 600
61	244, 500	274, 700	316, 800
62	245, 800	276, 200	318, 100
63	247, 100	277, 700	319400
64	248, 400	279, 200	320, 700

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	給料額	給料額	給料額	給料額	給料額
65	200,600	223,000	275,200	331,900	372,400
66	201,400	224,000	276,300	332,700	373,100
67	202,200	225,000	277,400	333,500	373,800
68	203,000	226,100	278,500	334,300	374,500
69	203,600	226,900	279,700	335,200	375,000
70	204,200	227,700	280,700	335,900	375,700
71	204,700	228,500	281,700	336,600	376,400
72	205,300	229,300	282,700	337,300	377,100
73	205,900	230,100	283,500	337,800	377,600
74	206,600	230,800	284,400	338,400	378,300
75	207,300	231,500	285,300	339,000	379,000
76	208,100	232,200	286,200	339,600	379,700
77	208,500	233,000	287,200	340,000	380,200
78	209,200	233,800	288,000	340,500	380,800
79	209,900	234,600	288,800	341,000	381,400
80	210,600	235,400	289,600	341,500	382,000
81	211,300	236,100	290,400	342,000	382,700
82	212,000	236,800	290,900	342,500	383,300
83	212,700	237,500	291,400	343,000	383,900
84	213,400	238,200	291,900	343,500	384,500
85	214,100	239,000	292,300	344,000	385,100
86	214,800	239,700	292,700	344,500	385,700
87	215,500	240,400	293,100	345,000	386,300
88	216,200	241,100	293,500	345,500	386,900
89	216,800	241,900	293,800	345,900	387,600
90	217,400	242,400	294,200	346,400	388,200
91	218,000	242,900	294,600	346,900	388,800
92	218,600	243,400	295,000	347,400	389,400
93	219,100	243,900	295,300	347,700	390,100
94	219,600	244,400	295,700	348,200	
95	220,100	244,900	296,100	348,700	
96	220,600	245,400	296,500	349,200	

級	1 級	2 級	3 級
号 俸	給料額	給料額	給料額
65	249,600	280,800	322,000
66	250,900	282,300	323,300
67	252,300	283,800	324,600
68	253,700	285,300	325,900
69	254,800	286,600	327,000
70	256,100	288,100	328,200
71	257,400	289,600	329,400
72	258,700	291,100	330,500
73	260,100	292,400	331,800
74	261,400	293,800	332,900
75	262,700	295,200	334,100
76	264,000	296,600	335,300
77	265,100	298,100	336,500
78	266,300	299,400	337,700
79	267,600	300,700	338,900
80	268,900	302,000	340,100
81	270,000	302,900	341,200
82	271,100	304,100	342,300
83	272,200	305,300	343,400
84	273,300	306,600	344,500
85	274,200	307,700	345,600
86	275,300	308,900	346,600
87	276,400	310,100	347,600
88	277,500	311,300	348,600
89	278,600	312,600	349,700
90	279,600	313,800	350,500
91	280,600	315,000	351,300
92	281,600	316,200	352,100
93	282,600	317,400	352,900
94	283,600	318,200	353,600
95	284,600	319,000	354,300
96	285,600	319,800	355,000

97	221, 200	245, 900	296, 800	349, 500	
級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	給料額	給料額	給料額	給料額	給料額
98		246, 400	297, 200	350, 000	
99		246, 900	297, 600	350, 500	
100		247, 400	298, 000	351, 000	
101		247, 900	298, 200	351, 300	
102		248, 400	298, 600	351, 700	
103		248, 900	299, 000	352, 100	
104		249, 400	299, 400	352, 500	
105		249, 900	299, 600	353, 000	
106		250, 400	300, 000	353, 400	
107			300, 400	353, 800	
108			300, 800	354, 200	
109				354, 700	
110				355, 100	

97	286, 500	320, 500	355, 500
級	1 級	2 級	3 級
号 俸	給料額	給料額	給料額
98	287, 300	321, 200	356, 000
99	288, 100	321, 900	356, 500
100	289, 000	322, 600	357, 000
101	289, 800	323, 100	357, 600
102	290, 600	323, 700	358, 100
103	291, 400	324, 300	358, 600
104	292, 200	324, 900	359, 100
105	292, 900	325, 300	359, 700
106	293, 400	325, 800	360, 200
107	293, 900	326, 300	360, 700
108	294, 400	326, 800	361, 200
109	294, 900	327, 300	361, 700
110	295, 300	327, 700	362, 200
111	295, 700	328, 100	362, 700
112	296, 100	328, 500	363, 200
113	296, 500	328, 900	363, 700
114	296, 900	329, 300	364, 200
115	297, 300	329, 700	364, 700
116	297, 700	330, 000	365, 100
117	298, 000	330, 300	365, 500
118	298, 400	330, 700	366, 000
119	298, 800	331, 100	366, 500
120	299, 200	331, 500	367, 000
121	299, 500	331, 700	367, 400
122	299, 900	332, 100	367, 900
123	300, 300	332, 500	368, 400
124	300, 700	332, 900	368, 900
125	300, 900	333, 100	369, 300